

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

大雪山麓の豊かな自然と環境を活用した新たな健康サービス産業の振興による地域活力再生構想

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道上川郡上川町

3 地域再生計画の区域

北海道上川郡上川町の全域

4 地域再生計画の目標

上川町は、北海道の中央部、日本最大の国立公園大雪山の麓、豊富な自然に恵まれた上川盆地の東部に位置している。総面積は1,049.24km²を有する農業と観光の町であり、道央圏と道東圏をむすぶ中間地点である。

人口は5,176人（平成17年国勢調査）で、平成12年と比較して、542人（9.5%）の減少となっている。

就業構造は、平成17年の国勢調査によると、就業者数は2,803人で、産業別では、第1次産業が10.1%、第2次産業が15.1%、第3次産業が74.8%となっており、北海道全体の平均値と比較すると第2次産業が3.9ポイント低くなっている。反面、第1次産業では2.4ポイント、第3次産業では2.5ポイント高くなっている。

本町を代表する観光地区である層雲峡温泉郷は、平成21年現在で年間約210万人の入込客があり、道内でも屈指の温泉地となっている。しかし、宿泊を伴う客は約75万7千人で来訪者全体の約36%しかおらず、通過型の観光地となっている。さらに、経年的な入込状況も平成19年には年間279万人あったのが、平成20年では231万人、平成21年は210万人と、近年、減少傾向が続いている。

また、年間の入込実態も「氷瀑まつり」のある2～3月と「登山シーズン」の7～10月以外の4～6月、11～1月の来訪者が少なくなっており、宿泊客の減少と年間の入込アンバランスが構造的な課題となっている。そのため、事業規模縮小に伴う従業員の解雇や企業の新規採用意欲の減退が見られ、従来からの季節的解雇と併せて、本町の安定的雇用の阻害要因となっている。

一方、近年では、外国人観光客の宿泊が増えて来ている。主な国、地域は、台湾、香港、シンガポール、タイで中国本土からの観光客も増加してきている。

このため、本町では、平成16年から地域雇用機会増大促進支援事業（プラス事業）や食の魅力アップ事業等の具体的事業を展開、平成17年には地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）を活用して、大雪山の自然環境と温泉療養を組み合わせた地域ブランド化の取り組みを始めた。しかし、関係する医療機関や医師会等の諸団体との調整や集客手段の開拓等に手間取り、テレビや雑誌に取り上げられるなど、話題とはなったが前記課題の抜本的な解決は見られなかった。

ただし、その後の世界的な経済不況や地球環境に対する問題意識の高まり等、社会・経済情勢が大きく変化し、それに伴い、消費者志向も自然や健康を意識する傾向が強まってきた。さらに、良質な医療・健康サービスを求めて、海外からの来訪者も急増している。そこで、地域の自然や環境を活用した健康サービスの提供とインバウンド対策を基調とした観光事業の振興による地域活力の再生を目指す。

さらに、上川町が進めている旭ヶ丘地区活性化計画では、大雪山麓の丘陵地で畑作地、放牧地でもあるが、景観に恵まれ、オーベルジュ（宿泊付きレストラン）の建設をはじめ、フォレストガーデン、フットパスコース、乗馬等の計画が進められており、新たな観光スポットと期待し、滞在型観光を推進し産業の発展と雇用の拡大を図ることを目標とする。

本計画の具体的な目標値は以下のとおりである。

①年間観光入込客数 230万人

※平成21年実績（211万人）の10%増

②地域雇用推進事業（新パッケージ事業）関連 就職件数65人（常雇以外も含む総数）

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

町のシンボルとも言うべき「大雪山系」は2,000m前後の山々の連なりであるが、緯度が高いために本州の3,000m級の山岳に匹敵する高山環境を持ち、山頂では真夏でも大きな雪渓・雪田が残り、豊富な高山植物が、いたる所に華麗な花畑を演出、北海道の寒冷な気候や森林資源とも相まって、北海道のパワースポットとも呼ばれ、他の温泉地では利用できない自然からの大きな恵みもある。

さらに、政府も「ビジット・ジャパン」を合い言葉に外国人誘致を進めており、当地にも東アジアからの来訪者が増えている。

そのため、今後、雇用を創造し、本町を活性化させるためには、以下の課題を解決するとともに、現状の強みをより強化していくことが必要と考えられる。

《地域の重点分野》

- 農業分野 新規就農者と農業後継者への支援
 農業6次産業化
 農業体験の人材育成
 観光、商業との連携強化
- 商業分野 特産品ブランドの開発
 観光、農業との連携強化
- 観光振興分野 町内観光スポットと体験メニューの開発
 体験ガイドの人材育成
 海外観光客に対する観光案内の充実
 地産地消を推進するため商業、農業との連携

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-1に掲げた施策を推進するためには、今日、地域で抱えている次の課題に対して、官民が一体となって解決していくことが必要不可欠となっている。

- (1) 来訪者の減少化傾向に歯止めがかかっていないだけでなく、宿泊を伴わない日帰りの客の割合が増えている。したがって、山の温泉という地域特性を活かしたりハビリや運動能力向上のような、季節を問わない宿泊を伴うプログラム開発と人材育成が望まれる。
- (2) 旭ヶ丘地区のシンボル事業であるオーベルジュの開業に合わせ、農業や農村体験と一体になった体験型メニューのプログラム開発と人材育成が望まれる。
- (3) 現行の外国人来訪者の内訳で高い比率を占める香港・台湾に加え、渡航ビザの規制緩和により急増が予想される中国本土からの来訪者に対するサービスの開発が望まれる。

5-3-1 支援措置に基づく事業

1 地域提案型雇用促進事業（パッケージ事業）※実施済

- ①雇用拡大メニュー（事業主を対象）

- ア 食の魅力アップ創造セミナー
- ②人材育成メニュー
 - ア インタープリター養成
 - イ 温泉利用指導者フォローアップ研修
 - ウ 食の魅力アップ創造セミナー
 - エ 外国人観光客に対するホスピタリティ研修
- ③就職促進メニュー
 - ア 新聞による温泉療法の宣伝広告の実施

2 地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）（B0902）

- ①雇用拡大メニュー（事業主を対象）
 - ア 作業療法・温泉療法の活用に関する研修事業
 - オフシーズン対策として、層雲峡の自然や環境を利用した「運動（作業）療法」や「温泉療法」を展開し、軽度のリハビリ治療や気分転換を必要としている現代人に対して、健康関連サービスの提供を行うことの経営的メリットと企画・運営等に関するノウハウを提供するための研修を行う。
 - イ 農業の6次産業化に関する研修事業
 - 旭ヶ丘地域開発計画の地産地消レストランを中心とした農業公園の付加価値化を図るための農作業や農村の持つ景観や伝統的な文化のような（収益が天候や収穫量に左右されない）アイテムを発掘し、それを商品化（6次産業化）することの経営的メリットと企画・運営等に関するノウハウを提供する研修を行う。
 - ウ インバウンド対策の研修会
 - 急増する中国人旅行者対策として、中国語圏を中心とする外国人旅行者のもてなし方と基礎的な教養（風俗・習慣）を高め、個々のビジネスに活かすためのノウハウを提供する研修を行う。
 - エ ユビキタス技術（リアルタイム観光案内情報システム）に関する研修
 - 観光客や外国人に対して最適な個別対応のサービスを提供するためにユビキタス技術を活用した観光案内情報システムを構築することのメリットと導入に関する理解や普及に関する研修を行う。

事業実施期間

・平成23～24年度

事業実施主体

・層雲峡温泉観光地活性化事業推進協議会

②人材育成メニュー（地域求職者等を対象）

ア 作業療法・温泉療法の指導者育成

運動療法（作業療法）や温泉療法等のリハビリ系のアクティビティを指導・提供するための指導者及び補助人材の育成を行う。

イ ガーデニング技術者の育成

層雲峡花ものがたり（パブリックスペースのガーデニング化）の要員と旭ヶ丘地区（農と食の地域開発）の人材育成を行う。

ウ セラピーガイドの育成

旭ヶ丘地区活性化事業で計画している森林公園を始めとして大雪山系の遊歩道や町内のフットパスにおいて森林浴やフットパス探訪等の健康増進系アクティビティを指導・提供するための指導者及び補助人材の育成を行う。

エ 農業体験指導者の育成

旭ヶ丘地区活性化事業の一環で予定している農業体験ツアーを始めとして、地元産品を使った調理の研修を行う。

オ 外国語及び外国の文化に関する研修

急増する中国人旅行者対策として、中華料理や中国語、中国の基礎的文化・風習等を学習し、中国人相手のビジネスに対応できる人材の育成を行う。

カ ユビキタス技術者の育成

言葉のわからない外国人や案内のいない個人客でも安全・安心に観光が楽しめるようにGPS等のユビキタス技術を活用したエアタグ等による地域案内や商品・サービス提供をできるような人材の育成を行う。

事業実施期間

・平成23～24年度

事業実施主体

・層雲峡温泉観光地活性化事業推進協議会

6 計画期間

認定の日から平成25年3月まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

「PDCAサイクル」を念頭に置いて、研修や講座への参加対象者を中心に、外部の人たち（消費者）が本地域やプロジェクトをどう捉えているかを把握するため、可能な限りアンケート調査を実施して、節目ごとに方向性の確認を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし